

白川町 障がい者計画

平成 29 年 3 月

白川町

目次

第1章 計画の基本事項.....	0
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の性格.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の対象.....	3
第2章 白川町の現状.....	4
1 人口の状況.....	5
2 障がいのある人の状況.....	6
3 アンケート調査の結果概要.....	11
4 ヒアリング調査の結果概要.....	22
第3章 計画の基本的な考え方.....	24
1 基本理念.....	25
2 基本目標.....	26
3 施策の体系.....	27
第4章 基本計画.....	30
1 共に暮らせるまちづくりのために.....	31
2 住む人にやさしいまちづくりのために.....	36
3 心触れ合う元気で健康なまちづくりのために.....	45
4 心豊かな人を育むまちづくりのために.....	52
第5章 計画の推進体制.....	60
1 関係機関・団体との連携.....	61
2 広域的連携.....	61
3 庁内関連機関相互の連携.....	61
第6章 資料編.....	62
1 策定の経過.....	63
2 用語解説.....	64

第 1 章 計画の基本事項

1 計画策定の背景と趣旨

わが国においては、平成 21 年 12 月に「障がい者制度改革推進本部」が設置され、「障害者の権利に関する条約」（以下、「障害者権利条約」）の締結に向けて、必要な国内法の整備等、障がいのある人に関する各種制度の改正等が進められてきました。

平成 23 年 8 月には「障害者基本法」が一部改正し、障がいのある人もない人も、社会の一員としてお互いを尊重し、支えあって暮らす「共生社会」をめざすことを目的に、「地域社会における共生等」「差別の禁止」「国際的協調」が基本原則として掲げられています。

また、「障害者基本法」の改正により、平成 24 年 6 月には「障害者自立支援法」に代わり「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」）が成立しました。この法律では、目的規定が改正され、障がい者の範囲の見直し（難病¹患者を障がい者の範囲に加える）等が盛り込まれています。

平成 23 年 6 月には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「障害者虐待防止法」）が成立し、平成 24 年 10 月に施行されました。障がいのある人への虐待の防止や、虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見した者に対して通報する義務等が課されています。

平成 25 年 6 月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」）が成立し、平成 28 年 4 月 1 日に施行されました。障がいのある人が行政機関に対し、社会的障壁の除去を求めたときには、負担になりすぎない範囲で「合理的配慮²」に応じることが義務づけられました。

こうした国内法の整備を踏まえ、国は、平成 26 年 1 月 20 日に「障害者権利条約」に批准し、わが国において、平成 26 年 2 月 19 日に効力を生ずることになりました。

1 難病

（1）原因不明、治療方針の未確定であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、（2）経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の多い疾病と定義される。

2 合理的配慮

障がいのある人が他の者と同じように平等な人権や自由を享受するために必要かつ適当な、「均衡を失した負担または過度の配慮」を課さない程度における配慮のことであり、合理的配慮の不提供は差別にあたる。

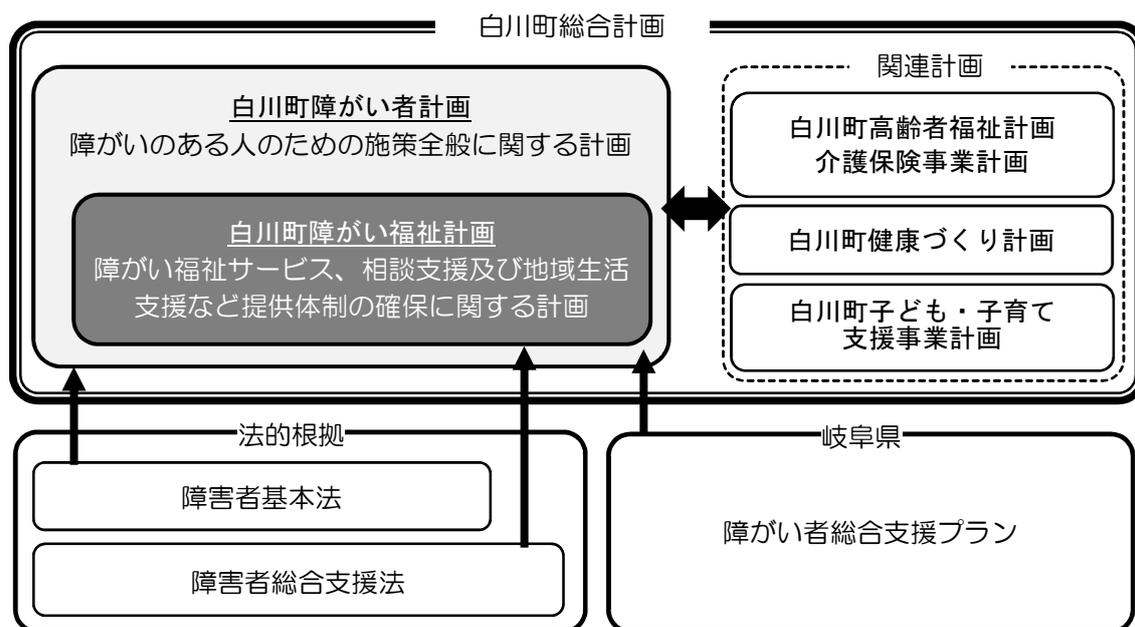
岐阜県においては、平成7年3月に「岐阜県障害者基本計画」（平成7年度～16年度）を策定以降、県の障がい者施策の総合的な推進に取り組んできました。平成27年3月には「岐阜県障がい者総合支援プラン」（平成27年度～29年度）が策定され、障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる「人にやさしい岐阜県づくり」を進めることを基本目標として、掲げています。

本町においては、平成24年3月に「第3期白川町障がい者計画・第3期障がい福祉計画」を策定しました。「第3期白川町障がい者計画・第3期障がい福祉計画」の計画期間終了にともない、これまでの計画の進捗の評価・分析を行ったうえで、本町の障がいのある人に関する施策をさらに充実していくため、「第4期白川町障がい者計画」（以下「本計画」）を策定します。

2 計画の性格

本計画は、障害者基本法11条第3項にもとづき、「市町村障害者計画」として位置づけ策定するものです。本町における障がいのある人を取りまく状況をふまえ、障がい者施策の基本的な考え方について明らかにし、障がい者施策の総合的な推進をめざします。

また、本計画は、岐阜県の「障がい者総合プラン」や、「白川町総合計画」、障がい福祉サービスの見込み量等を示す「障がい福祉計画」をはじめとした、本町の関連計画との整合を図って策定します。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間とします。

なお、国や県の施策や社会情勢の変化も踏まえ、必要に応じて計画の見直しを柔軟に行います。

	平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	平成 31 (2019) 年	平成 32 (2020) 年	平成 33 (2021) 年	平成 34 (2022) 年	平成 35 (2023) 年	平成 36 (2024) 年	平成 37 (2025) 年	平成 38 (2026) 年
白川町 障がい者 計画	第4期障がい者計画									
白川町 障がい 福祉計画	第3期	第4期障がい 福祉計画			第5期障がい 福祉計画			第6期障がい 福祉計画		

4 計画の対象

本計画は、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人及び発達障がい³のある人、難病患者、障がいのある子どもを対象としています。

³ 発達障がい

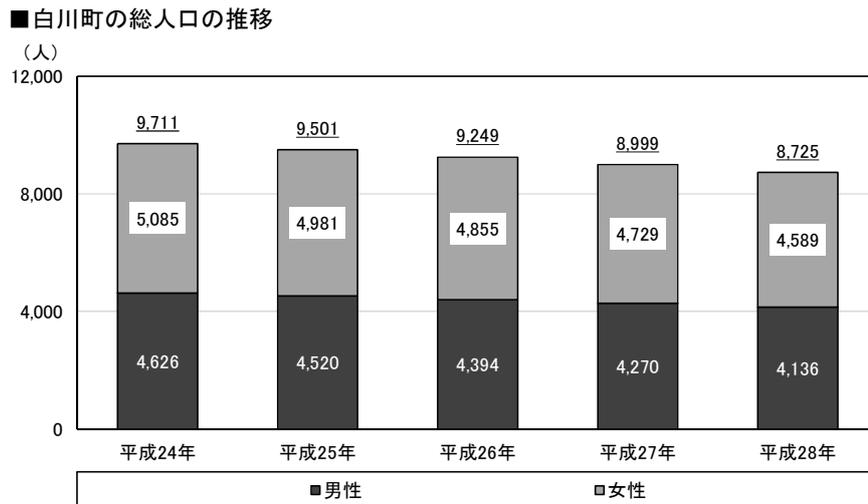
自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして定義される。

第2章 白川町の現状

1 人口の状況

(1) 総人口の状況

本町の総人口の推移をみると、平成24年以降減少しています。平成28年4月1日現在、8,725人となっています。



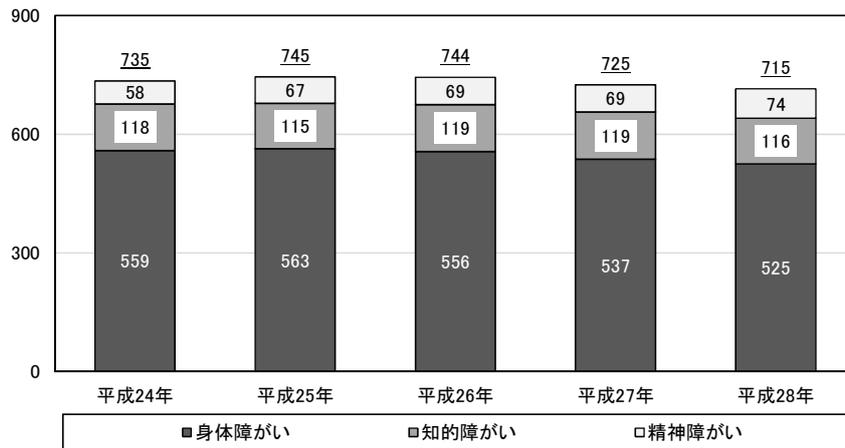
資料：保健福祉課（各年4月1日）

2 障がいのある人の状況

(1) 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数の推移をみると、ほぼ横ばいの状況になっています。
障がい種別にみると、全体の7割以上を身体障がいのある人が占めています。

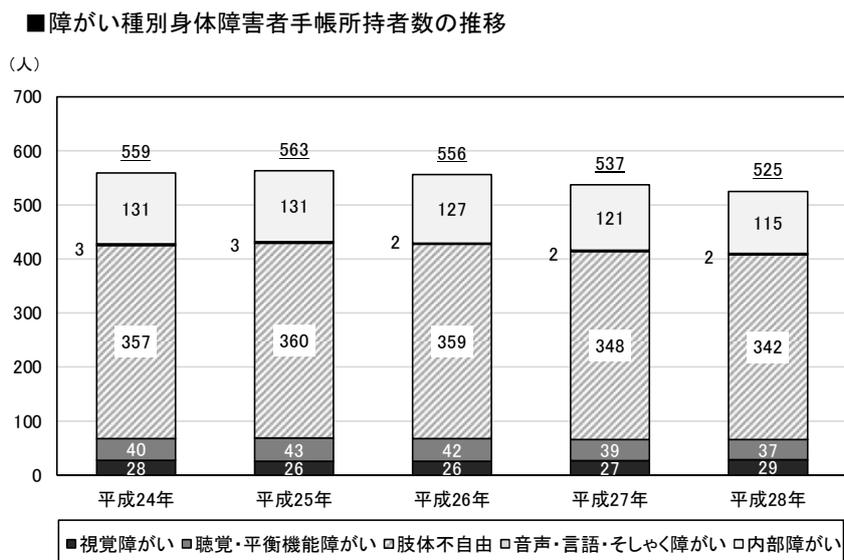
■障がい者手帳所持者数の推移
(人)



資料：保健福祉課（身体障がい・知的障がい：各年4月1日）
（精神障がい：各年3月31日）

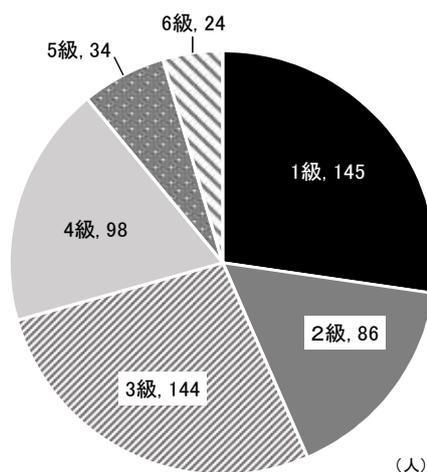
(2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成 25 年をピークに減少しています。障がい種別にみると、肢体不自由の割合が最も高く、次いで内部障がいが高くなっています。等級別にみると、1 級と 3 級の割合が高くなっています。



資料：保健福祉課（各年 4 月 1 日）

■平成 27 年度等級別身体障害者手帳所持者数の内訳

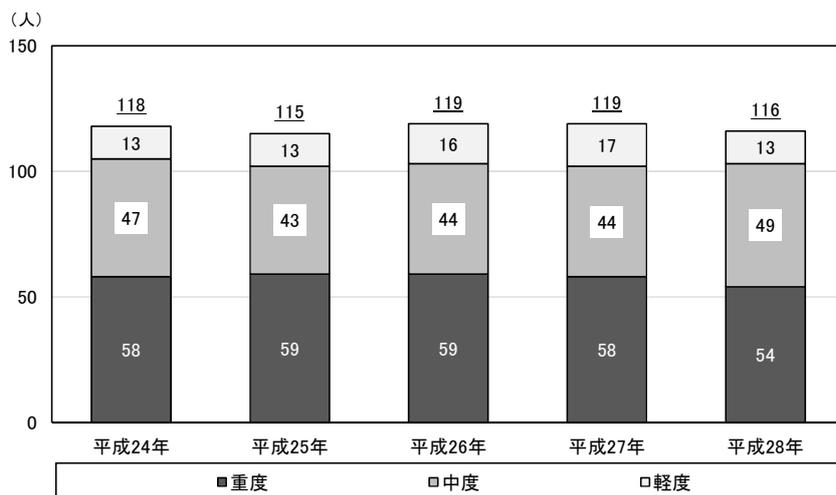


資料：保健福祉課（3 月 31 日）

(3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数の推移をみると、ほぼ横ばいの状況になっています。
障がい程度別にみると、各年、重度と中度を合わせて全体の9割程度となっています。

■障がい程度別療育手帳所持者数の推移

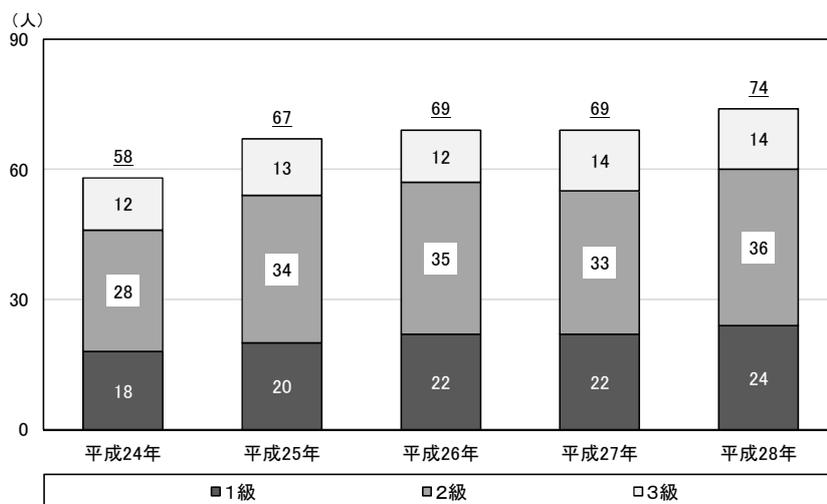


資料：保健福祉課（各年4月1日）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、年々増加しています。
等級別にみると、2級の割合が最も高く、約半数を占めています。

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



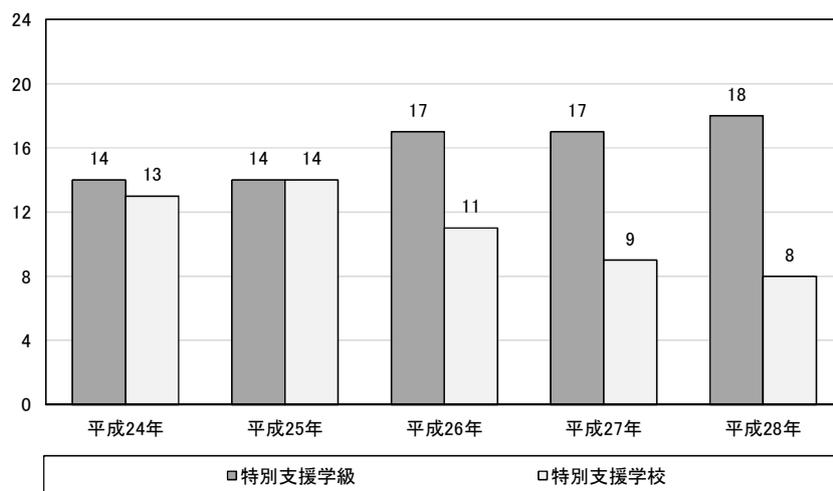
資料：保健福祉課（各年3月31日）

(5) 特別支援学級・特別支援学校の状況

特別支援学級・特別支援学校の児童生徒数の推移をみると、平成26年から特別支援学級に通う児童生徒数が増加している一方、特別支援学校に通う児童生徒数は減少しています。

■特別支援学級・特別支援学校に通う児童生徒数の推移

(人)



資料：保健福祉課（各年4月1日）

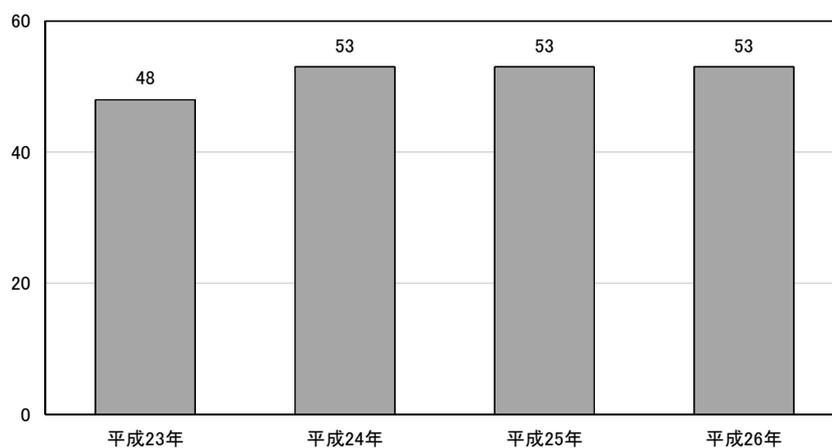
(6) 難病患者の状況

原因不明で治療方法が未確立である疾病を難病と言います。治療が極めて困難で、長期にわたり療養が必要なため、介助者への経済的・精神的負担が大きく、医療費が高額となる疾病（特定疾患・指定難病）については医療費が助成されています。

難病医療費助成制度の対象疾病（指定難病）は、平成27年7月現在で306疾病に拡大しています。また、「障害者総合支援法」では、難病患者が障がいのある人の範囲に加えられ、平成27年7月現在、対象となる疾病は332疾病に拡大し、障がい福祉サービスの対象となっています。

特定疾患認定者数の推移をみると、平成23年から平成24年にかけて増加し、平成24年以降は横ばいとなっています。

■ 特定疾患認定者数の推移
(人)



資料：保健福祉課（各年3月31日）

3 アンケート調査の結果概要

(1) アンケート調査概要

本町の障害者手帳所持者に状況やニーズを把握し、本計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

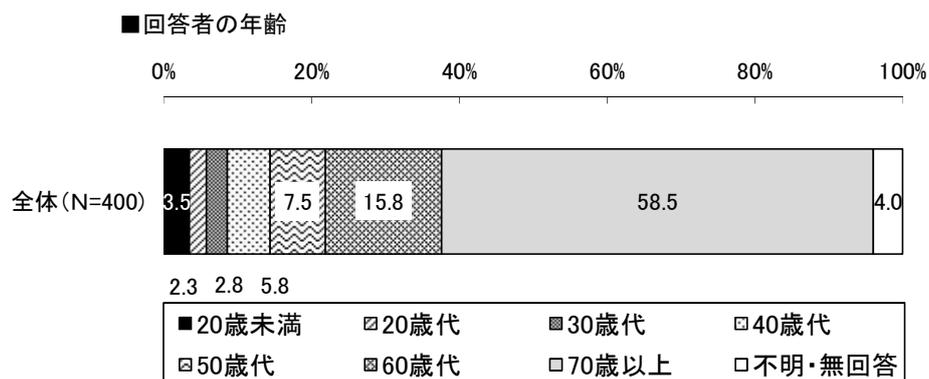
■アンケート調査の概要

対象者	調査期間	調査方法	回収状況	
			回収数	回収率
本町にお住まいの障害者手帳所持者 611 人	平成 28 年 8 月 8 日 ～8 月 31 日	郵送による 配布・回収	400	65.5%

(2) アンケート調査結果概要

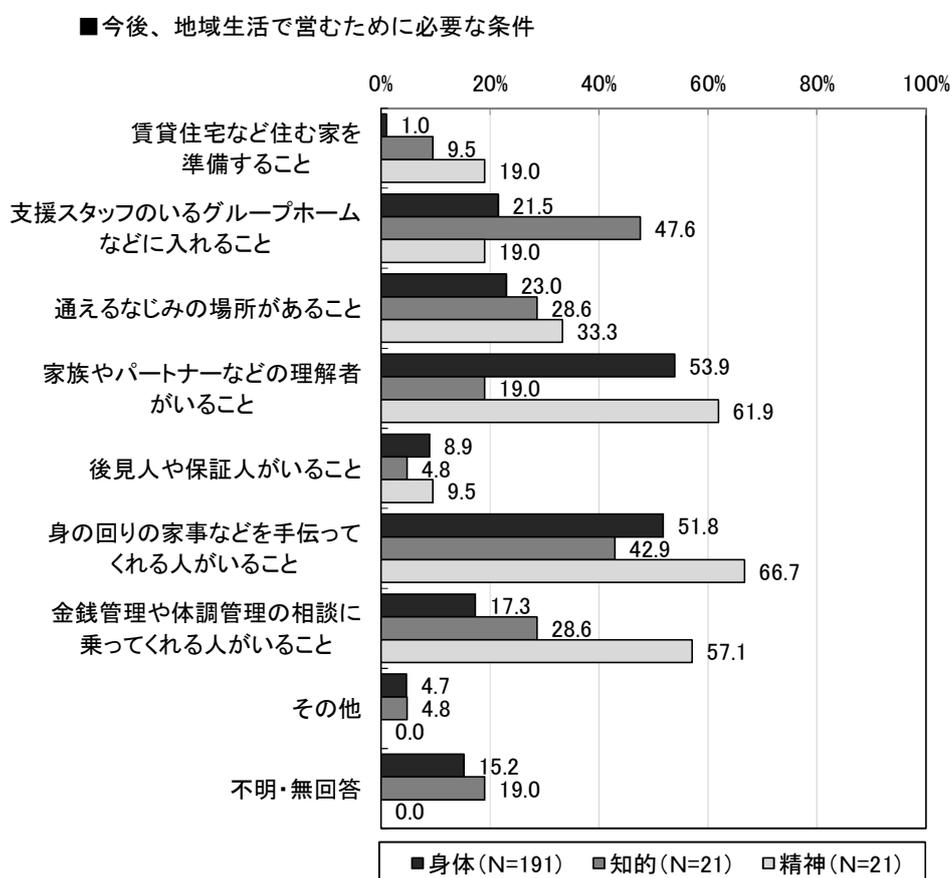
①基本的なことについて

〇障がいのある人の年齢についてみると、「70 歳以上」が最も高く、次いで「60 歳代」となっています。



②生活について

- 今後、地域生活を営むために必要な条件についてみると、いずれの障がいにおいても「身の回りの家事などを手伝ってくれる人がいること」が上位にあがっています。また、身体障がいのある人と精神障がいのある人では、「家族やパートナーなどの理解者がいること」が高く、知的障がいのある人では、「支援スタッフのいるグループホームなどに入れること」が高くなっています。
- 今後の暮らしの希望についてみると、身体障がいのある人と精神障がいのある人は、「自宅」の割合が最も高く、知的障がいのある人は「施設」の割合が最も高くなっています。

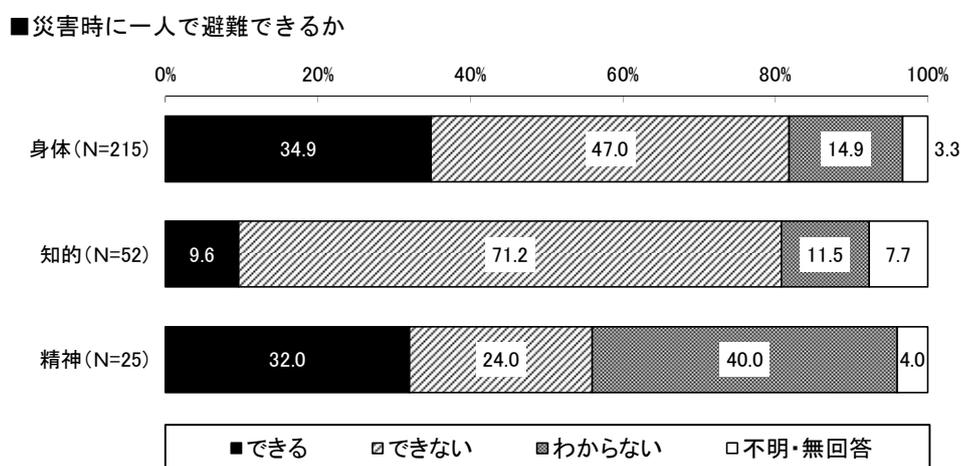


③災害時の対応について

○災害発生時での対応について、身体障がいのある人の約5割、知的障がいのある人の約7割、精神障がいのある人の約2割強の人が「一人で避難できない」と回答しています。

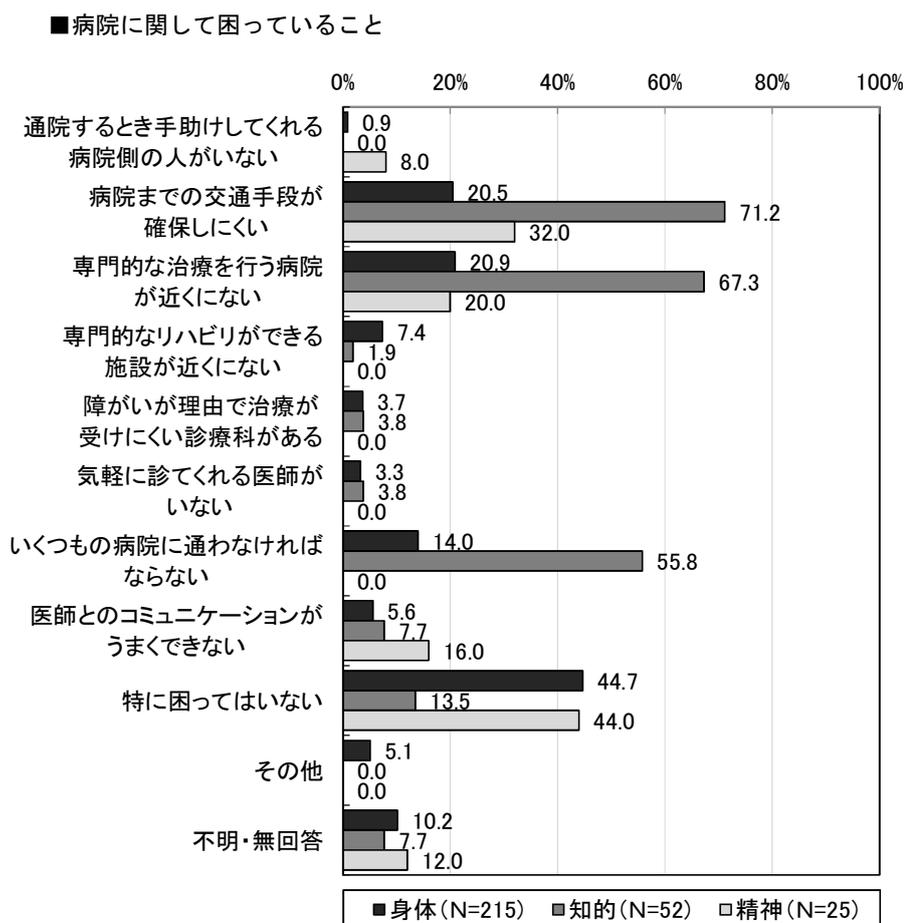
○災害発生時に、手助けをしてくれる人について、障がいのある人の約7割が「家族や親族」であり、障がい別では知的障がいのある人の約8割が「隣近所の人」と回答しています。

○いずれの障がいにおいても、「災害時救援のために障がいに関する情報を本人の了承する範囲で町役場や自治会などに事前に伝えてよい」と思う割合が高くなっています。



④健康状態について

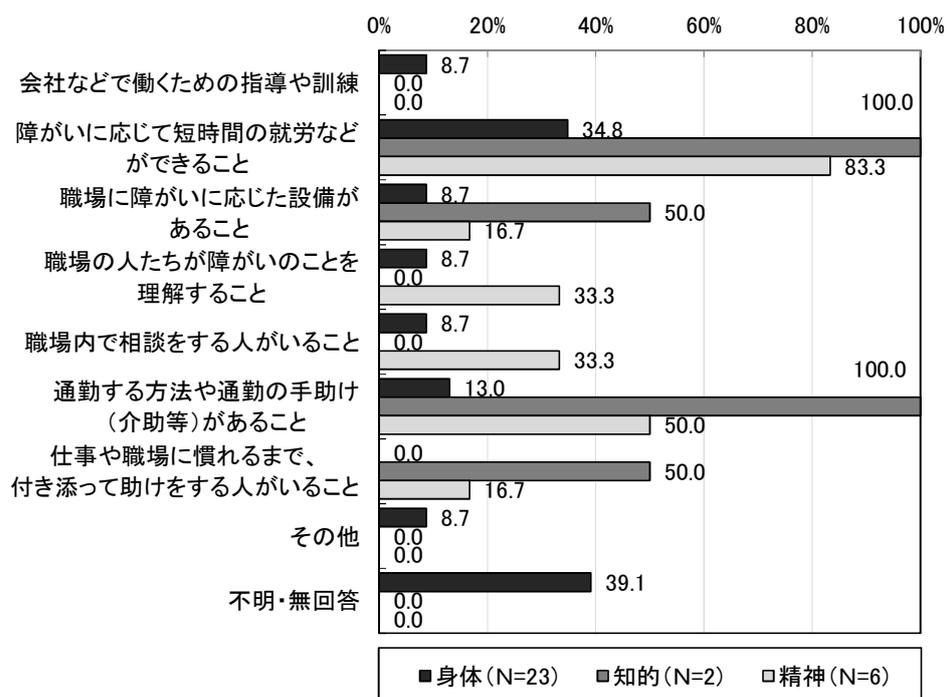
○病院に関して困っていることについて、いずれの障がいにおいても「病院までの交通手段が確保しにくい」「専門的な治療を行う病院が近くにない」が上位にあがっています。



⑤仕事について

- 現在の仕事上の悩みごとについてみると、身体障がいのある人の4割強の人が「収入が少ない」と回答しており、最も高くなっています。
- 職場における障がいのある人への理解についてみると、身体障がいのある人では、『進んできた』（「進んできた」と「どちらかといえば進んできた」の合算）の割合が約4割と最も高く、『進んでいない』（「進んでいない」と「どちらかといえば進んでいない」の合算）の割合が約1割強となっています。
- 働くための支援や配慮に対する希望についてみると、身体障がいのある人の3割半ばが「障がいに応じて短時間の就労などができること」と回答しており、最も高くなっています。

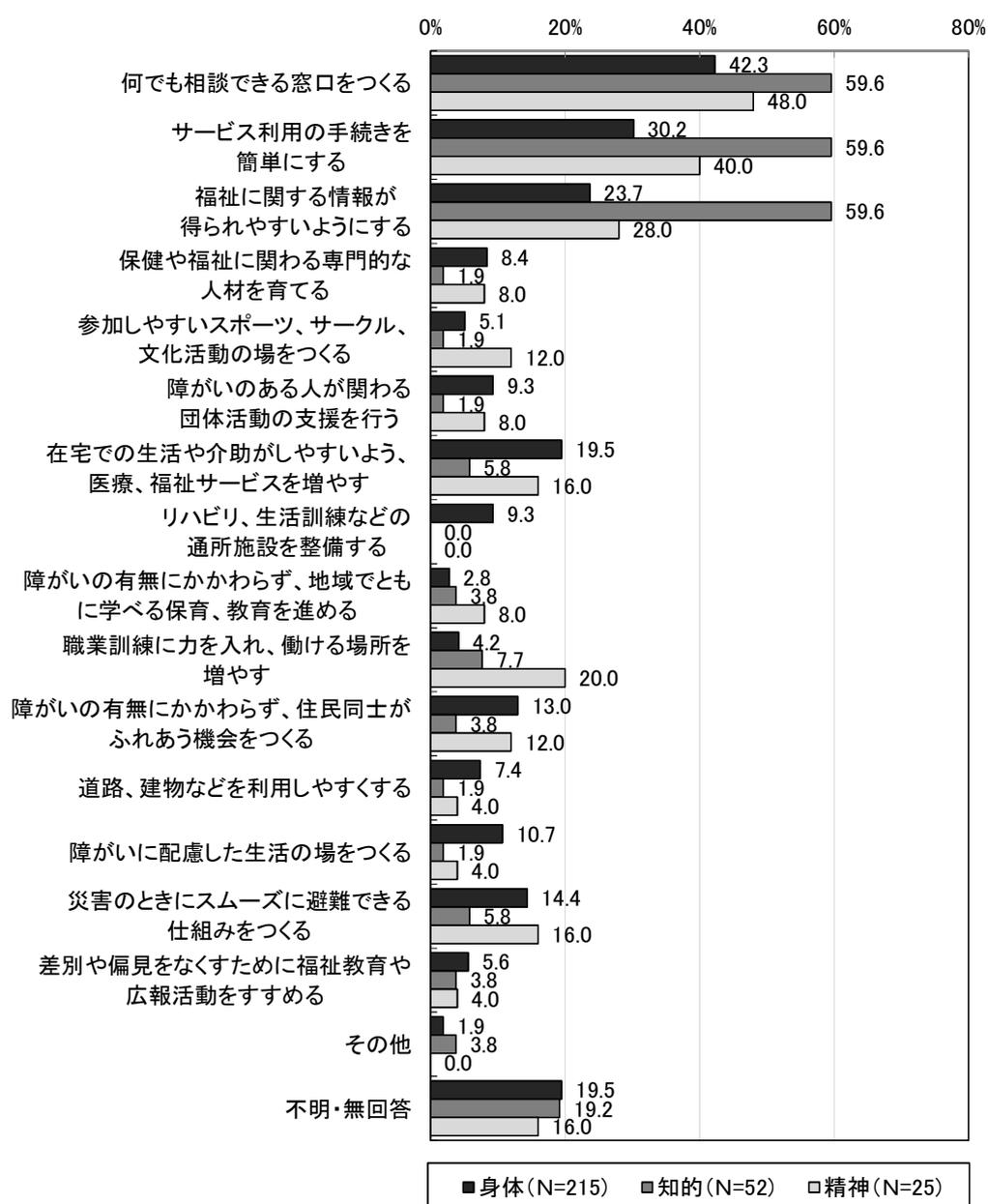
■働くための支援や配慮に対する希望



⑥社会参加について

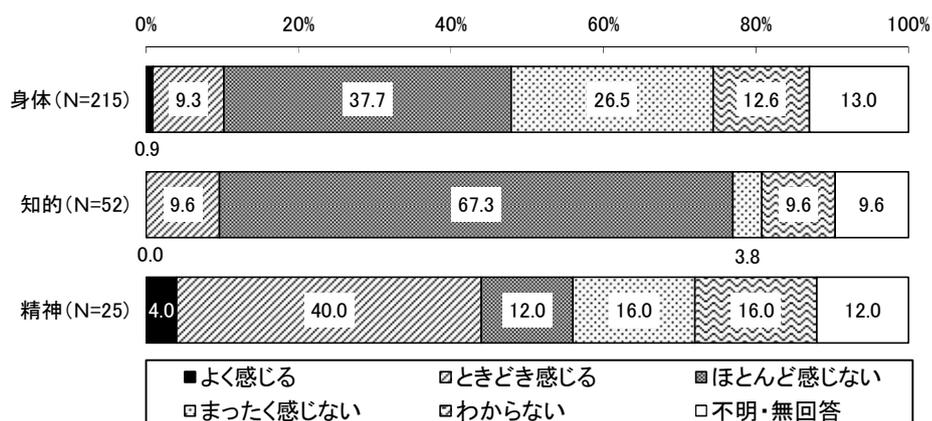
○障がいのある人が住みよいまちをつくるために必要なことについてみると、いずれの障がいでも「何でも相談できる窓口をつくる」「サービス利用の手続きを簡単にする」「福祉に関する情報が得られやすいようにする」が上位3位となっています。

■障がいのある人が住みよいまちをつくるために必要なこと



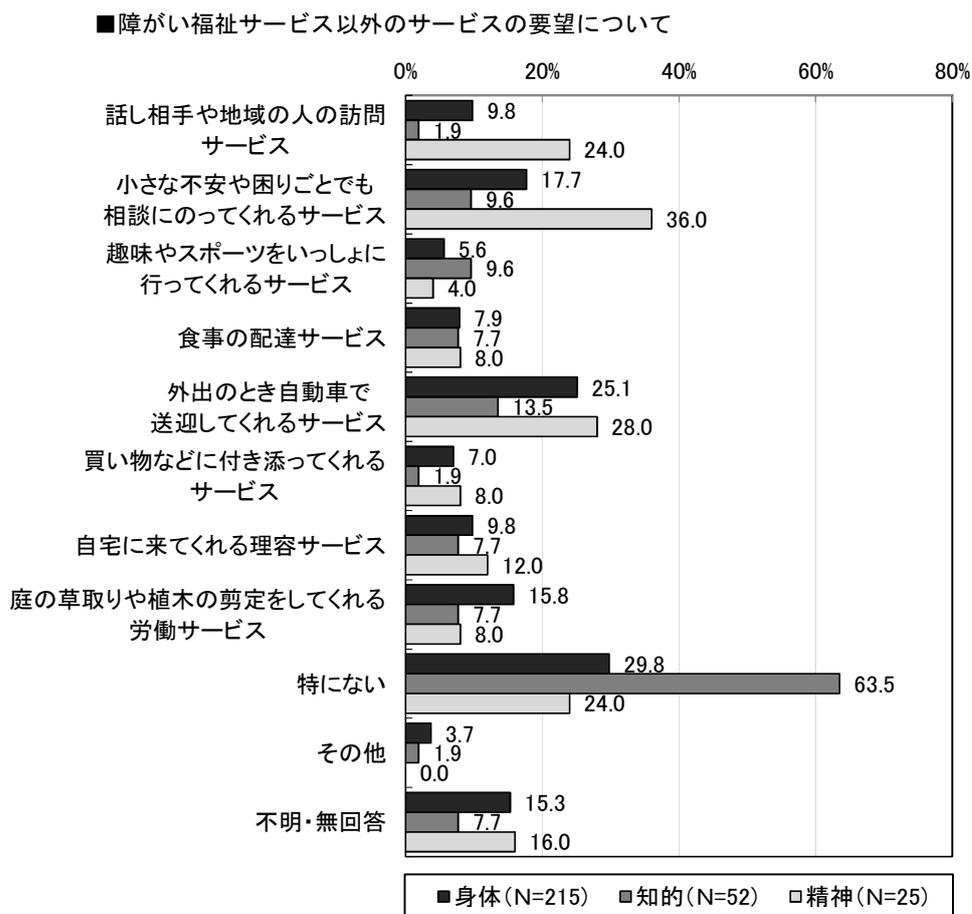
○障がいに対する差別や偏見について、精神障がいのある人の約4割が『感じる』（「よく感じる」と「ときどき感じる」の合算）と回答しています。一方で、身体障がいのある人、知的障がいのある人では、それぞれ1割程度の方が『感じる』と回答しています。

■障がいに対する差別や偏見について



⑦福祉サービスについて

○障がい福祉サービス以外のサービスの要望についてみると、身体障がいのある人と知的障がいのある人は「特にない」、精神障がいのある人は「小さな不安や困りごとでも相談にのってくれるサービス」が最も高くなっています。

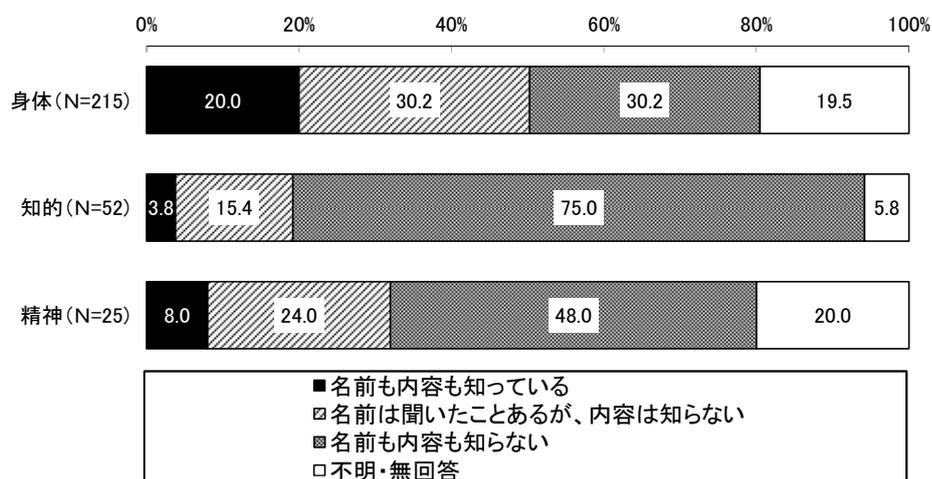


⑧権利擁護制度について

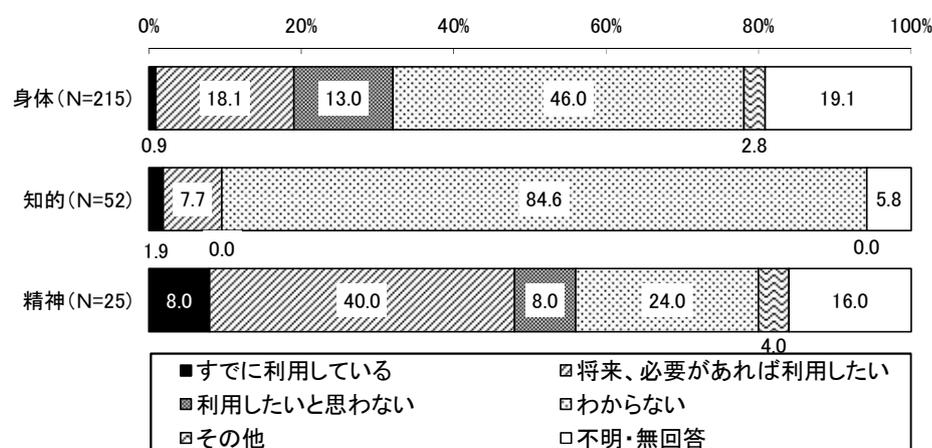
○成年後見制度の認知度は、身体障がいのある人の約3割、知的障がいのある人の7割半は、精神障がいのある人の約5割が「名前も内容も知らない」と回答しています。今後の利用意向については、いずれの障がいでも「わからない」が最も高くなっています。

○日常生活自立支援事業の認知度は、いずれの障がいでも「名前も内容も知らない」が最も高くなっています。今後の利用意向については、身体障がいのある人、知的障がいのある人は「わからない」の割合が高くなっていますが、精神障がいのある人については「将来、必要があれば利用したい」が最も高くなっています。

■成年後見制度の認知度



■日常生活支援事業の利用意向

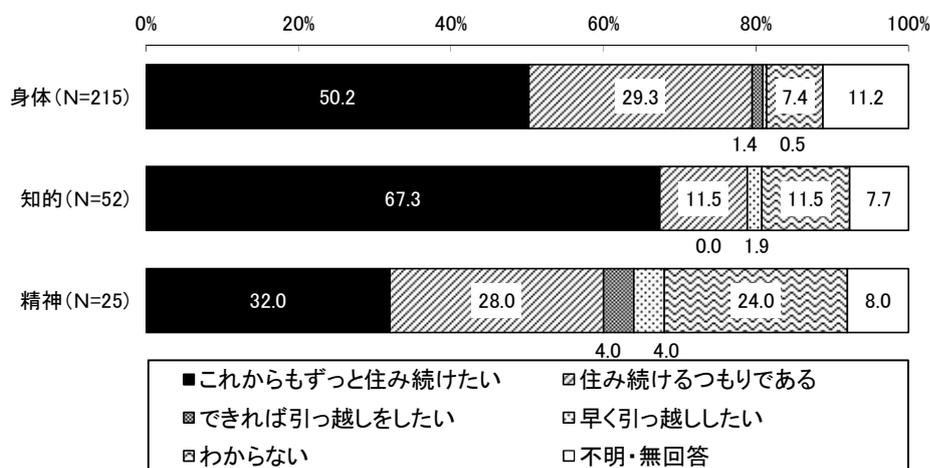


⑨障がい者福祉施策全般について

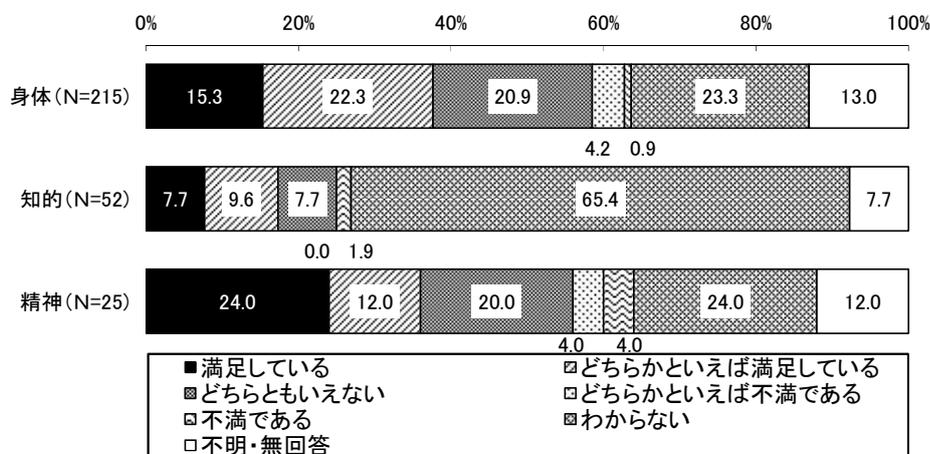
○今後の本町への居住意向についてみると、いずれの障がいで『住み続けたい』（「これからもずっと住み続けたい」と「住み続けるつもりである」の合算）が6割以上と高くなっています。

○本町の障がい者福祉施策への満足度についてみると、いずれの障がいで『満足している』（「満足している」と「どちらかといえば満足している」の合算）の割合が『不満である』（「不満である」と「どちらかといえば不満である」の合算）の割合を上回っています。

■今後の本町への居住意向



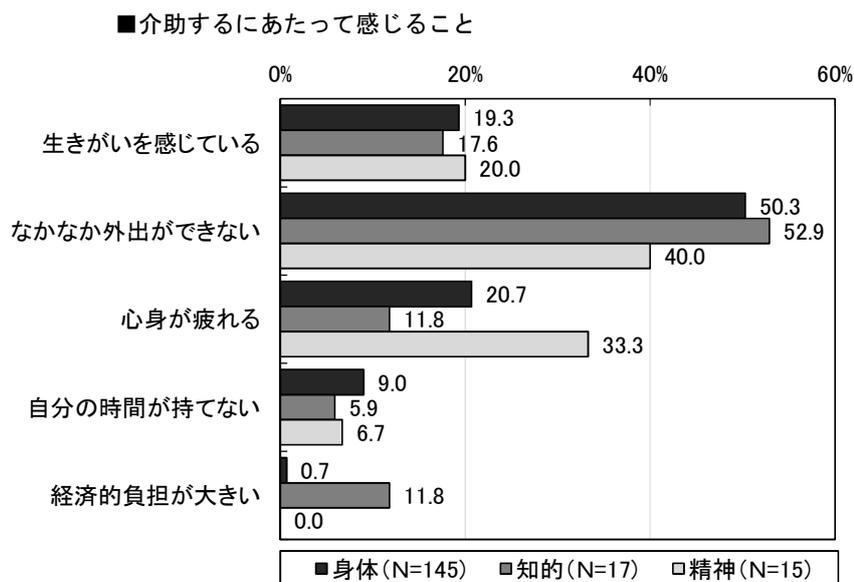
■本町の障がい者福祉施策への満足度



⑩介助者について

○介助者の年齢をみると、身体障がいのある人の介助者の7割以上が60歳以上となっています。

○介助するにあたって感じることに、いずれの障がいで「なかなか外出できない」が最も高くなっています。



※ 不明・無回答を除く

※ 他5項目については回答者0のため、記載していない

4 ヒアリング調査の結果概要

(1) ヒアリング調査概要

■ヒアリング調査の概要

調査期間
平成 28 年 8 月 8 日～8 月 22 日
調査方法
郵送による配布・回収
調査対象団体
・身障協会白川分会 ・白川要約筆記サークル ・白川町やすらぎ会

(2) ヒアリング調査結果

- いずれの団体においても、新メンバーの加入が少ないことや、役員のなり手がいないなど、人材に対する課題があがっています。
- 当事者団体の活動について、活動資金支援金の減少や個人情報等の制約等により、活動範囲を縮小した、という意見がありました。
- 今後の障がい者施策に求めるものについて、聴覚障がいのある人に対する⁴UDトークを活用した様々な取り組みがあげられています。
- 理解と交流について、本町の支援は充実しつつあるという意見がありますが、一方で団体活動の必要性を問う意見がありました。また、障がいのある人についての理解を促進するチラシや冊子の配布が求められています。
- 保育・教育について、小・中学校卒業後の支援の途切れが懸念されています。
- 相談・情報提供について、民生委員が主体となって活動し、相談にに応じているという意見がありました。
- コミュニケーションについては、本町には認定された手話通訳者がいないため、県が依頼して派遣された手話通訳者を活用している、という意見がありました。
- 聴覚障がいのある人に対し、防災無線の内容や大雨等の災害情報についてスマートフォンやタブレット等での周知が必要である、という意見がありました。
- 今後の他団体との連携については、他の障がい者団体や福祉団体（ボランティア）との意見交換会が求められています。

⁴ UDトーク

主に聴覚障がいのある人とのコミュニケーションツールであり、障がいの状態やニーズに応じて、「音声」「キーボード」「手書き」などによって会話をすることができる。パソコンや携帯電話を使って行う。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町が平成 23 年に策定した「白川町第5次総合計画」では、まちの将来像として、「水源の里の恵みいっぱい 活力みなぎる人たちが暮らす美濃白川」が掲げられています。この将来像の実現のために5つの基本目標が設定されており、本計画は基本目標の1つ「住む人みんなにやさしいまちづくり」の中に「障がい者福祉・地域福祉の推進」として位置づけられています。

本町では、障がいのある人もない人も、等しく社会参加の機会が得られ、身近な地域において、その人らしい生活を営むことができるよう、障がい者施策を推進してきました。

本町におけるこれまでの障がい者施策の方向性と、総合計画で掲げられているまちの将来像の実現に向け、本計画の基本理念を以下のように設定します。

ささえあい 共に暮らせるまちをめざして

2 基本目標

(1) 共に暮らせるまちづくりのために

障がいの有無にかかわらず、住民それぞれが個性や能力を尊重して暮らしていくには、互いを認め合えるまちづくりが必要です。障がいに関する啓発や教育、交流事業、地域の団体活動の支援等を通じて、障がいに対する正しい理解と認識を町全体に広め、偏見や差別のないまちづくりをめざします。

(2) 住む人にやさしいまちづくりのために

すべての人が安心して暮らせるよう、ユニバーサルデザインやバリアフリーの視点を持った環境整備や防犯・防災体制、相談支援の充実を図ります。

(3) 心触れ合う元気で健康なまちづくりのために

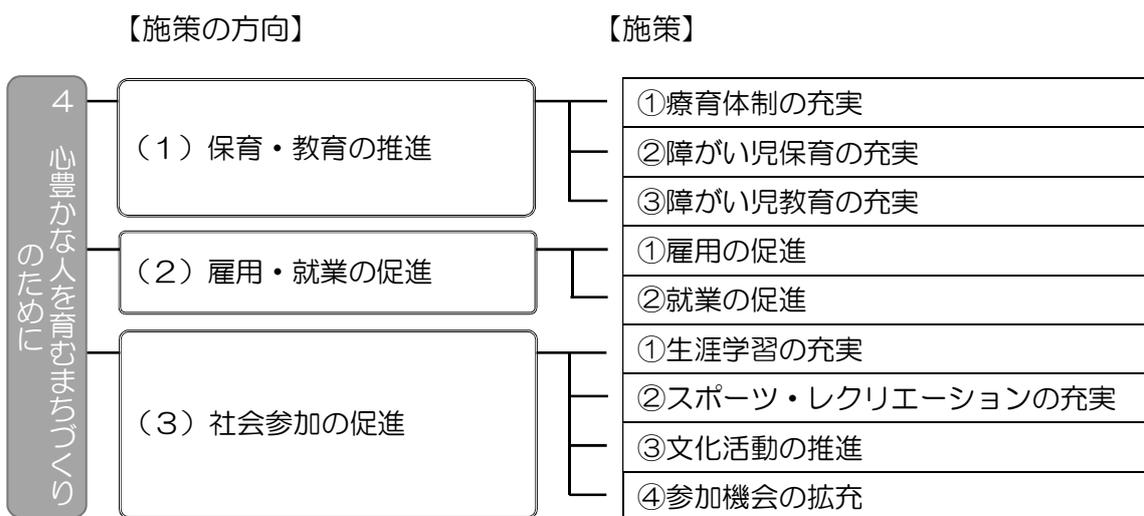
障がいのある人が、地域で安心して暮らせるよう、医療体制の整備や経済的支援、サービスの利用促進を図ります。

(4) 心豊かな人を育むまちづくりのために

障がいのある人の自立した生活を支援するために、一人ひとりの希望に合わせた就労ができるよう、支援します。また、障がいのある人が生きがいを持って暮らせるようなスポーツ活動や文化活動の充実を図ります。

3 施策の体系





第4章 基本計画

1 共に暮らせるまちづくりのために

(1) 障がい・障がいのある人についての理解の促進

【現状・課題】

障がいを理由に差別や偏見の目で見られることなく、障がいのある人も障がいのない人も安心して住みなれた地域で暮らせる環境をつくることが求められています。

平成 25 年 6 月に「障害者差別解消法」が成立し、公的機関や企業での合理的配慮が求められているなど、障がいに対する法的な整備が進んでいます。

平成 28 年 8 月に実施した「白川町障がい者計画策定に係るアンケート調査」（以下、「アンケート」）によると、外出時などに差別や偏見や誤解を感じるものが「ある」と回答した割合が、身体障がいのある人と知的障がいのある人が 1 割程度であるのに対し、精神障がいのある人は 4 割以上と、差別や偏見を感じる割合が高くなっています。また、「障害者差別解消法」や「合理的配慮」「障害者虐待防止法」「共生社会」について認知度が低く、障がいに関する法律等の周知・啓発を図る必要があります。

そのために、町の広報誌を通じた啓発活動、障がいの理解を促進する教育の機会や交流の機会の充実により、障がいのある人への差別解消を図ることが求められます。

【取り組みの内容】

施策の方向（１）障がい・障がいのある人についての理解の促進	
施策	具体的な取り組み
①啓発・広報の推進	<p>○町の広報誌などによる啓発活動の推進</p> <p>町の広報誌「広報しらかわ」や「社会福祉協議会だより」などを通じて、障がい者週間（12月3日～9日）、人権週間（12月4日～10日）などについて、啓発・広報します。</p> <p>また、県主催の「岐阜県障がい者ふれあい福祉フェア」「こころの健康フェスティバル」や、本町主催の「みのり会」などの関連事業の実施、障がいのある人の活躍の紹介などにより、啓発・広報を推進します。</p>
②福祉教育の充実	<p>○福祉協力校の促進</p> <p>町内小・中学校を「福祉協力校」に指定し、児童生徒の「思いやりの心」「助け合いの心」を育成します。</p>
	<p>○青少年のボランティア活動の促進</p> <p>社会福祉協議会が開催する中学生の「ボランティアスクール」を通して、青少年の障がいのある人や高齢者に対する理解を促進します。</p> <p>「ボランティアスクール」の開催を通して、青少年のボランティアを育成します。</p>

施策の方向（１）障がい・障がいのある人についての理解の促進

施 策	具体的な取り組み
<p>③交流の促進</p>	<p>○みのり会</p> <p>社会福祉協議会ボランティア、保健師などと協力して、デイケア「みのり会」を定期的を開催し、自宅に閉じこもりがちな障がいのある人の自立と社会参加を促進します。</p> <p>また、「みのり会」を通じて、他の障がいを持つ人たちの交流を図るなど、障がいのある人や家族のケアを推進します。</p>
	<p>○「いきいきサロン」の開催</p> <p>社会福祉協議会とボランティアの連携により「いきいきサロン」を開催し、レクリエーションや食事会を通じた交流を促進します。</p>
	<p>○白川野菜村チャオへの出店</p> <p>青空市場「白川野菜村チャオ」における障がい者支援施設「白竹の里」の授産品販売を通して、障がい・障がいのある人の理解を促進します。</p>
	<p>○合理的配慮の浸透</p> <p>「障害者差別解消法」等の考えに基づき、障がいのある人から配慮を求める意思表示があった場合は、過度な負担とならない範囲で対応します。</p> <p>また、住民や地域、企業に対して「合理的配慮」の考えについて啓発します。</p>

(2) 地域福祉活動の促進

【現状・課題】

住民やボランティア・NPO 団体などによる福祉活動は、障がいのある人の日常生活の支援や社会参加への促進などの役割を担っています。

「白川町障がい者計画にかかるヒアリング調査」(以下、「ヒアリング」)によると、新しいメンバーの加入が少ないことや、役員のなり手がいないなど、活動人材の不足が課題としてあがっています。

本町では、社会福祉協議会のボランティアセンターを中核とし、町の広報誌の点訳、手話・要約筆記などを通して、幅広いボランティアの展開がされています。

社会福祉協議会との連携の強化やボランティア活動への支援など、地域での見守り体制の構築が必要です。

【取り組みの内容】

施策の方向 (2) 地域福祉活動の促進	
施策	具体的な取り組み
①ボランティア活動の支援	○ボランティアセンターの機能充実 社会福祉協議会のボランティアセンターにおいて、ボランティアが必要な人が円滑に支援を受けられるよう、ボランティア活動をしている人、施設などとの間の連絡調整を行うコーディネート機能を強化します。 ボランティア活動についての情報提供を積極的に行うことにより、ボランティアセンターへの新規加入を促進し、ボランティア活動の活性化を図ります。
	○ボランティア養成講座の開催 社会福祉協議会のボランティアセンターを中核として、ボランティア養成講座などを開催し、ボランティアの育成・充実を図ります。
②地域の見守り活動の支援	○地区福祉組織の育成 地区福祉組織を中心とした、障がいのある人、高齢世帯に対する食事サービスなどの友愛活動を支援します。

施策の方向（２）地域福祉活動の促進

施策	具体的な取り組み
③障がい者団体の活動支援	<p>○団体連絡協議会の促進</p> <p>身体・知的・精神の各障がいのある人の連合組織である「白川町障がい者団体連絡協議会」の定期的な開催を支援し、各団体間の情報交換、相互理解を促進します。</p>

2 住む人にやさしいまちづくりのために

(1) ユニバーサルデザインのまちづくり

【現状・課題】

障がいのある人とない人が地域で共生していくには、ソフト面、ハード面において様々な障がいを解消していく必要があります。

ヒアリングによると、今後の障がい者施策に求めるものとして、「UD トーク」による情報支援や、聴覚障がいのある人への情報不足の改善が課題としてあがっています。また、生活に必要な情報の取得が困難な視覚障がいのある人、聴覚障がいのある人などへの配慮が必要であり、情報のバリアフリー化を進めることが求められます。

誰もが安心して社会参加できるよう、ハード面におけるバリアフリー化を進めていくとともに、住民へユニバーサルデザインについての意識啓発を行い、地域全体でまちづくりを推進する必要があります。

【取り組みの内容】

施策の方向 (1) ユニバーサルデザインのまちづくり	
施策	具体的な取り組み
①建築物のバリアフリー	○公共施設の整備 誰もが利用しやすいよう、公共施設の段差解消、手すりの設置、障がい者用トイレの設置・改修、専用駐車スペースの確保などを図ります。
	○民間施設の整備 多くの人々が利用する医療機関や金融機関、飲食店など、公共性の高い民間施設について、バリアフリーに関する啓発活動を行い、バリアフリー化を推進します。
②交通のバリアフリー	○交通安全対策の推進 障がいのある人の安全な通行を確保するため、「道路の通行の妨げとなる駐車をしない」「人の通る所に物を置かない」など、交通安全マナーの周知・啓発を行います。
	○公共交通機関の利便性の向上 「岐阜県福祉のまちづくり条例」に定められている基準を満たすよう、駅の改良を推進します。

施策の方向（１）ユニバーサルデザインのまちづくり

施策	具体的な取り組み
③情報のバリアフリー	<p>○点字図書の貸し出し</p> <p>視覚障がいのある人でも利用しやすいよう、美濃白川楽集館における点字図書の蔵書を充実します。</p>
	<p>○選挙における配慮</p> <p>投票所入り口の段差へのスロープ設置など、投票所のバリアフリー化を図ります。</p> <p>点字投票、不在者投票などの制度について周知・啓発を行い、障がいのある人が選挙に参加する機会を保障します。</p>
	<p>○多様な手段による情報提供</p> <p>聴覚障がいのある人が情報が得られるよう、手話通訳者の養成・配置などの普及を図ります。</p> <p>また、視覚障がいのある人に対して、声の広報などにより、情報を提供します。</p>

(2) 住まいの整備

【現状・課題】

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくには、地域における住まいの確保が基本となります。

アンケートによると、今後暮らしたい場所として、身体障がいのある人と精神障がいのある人は「自宅」が最も高く、知的障がいのある人は「生活や訓練をするための施設」が最も高くなっています。

個々のニーズにおいた生活環境を整備するとともに、介助者の高齢化に対応した、親亡き後の住まいを確保する必要があります。

【取り組みの内容】

施策の方向 (2) 住まいの整備	
施策	具体的な取り組み
①住宅改善の促進	○岐阜県福祉のまちづくりインストラクターの活用 住宅改善の相談・指導に際しては、ボランティアとして活躍している「岐阜県福祉のまちづくりインストラクター」の活用について周知・啓発を推進します。
	○生活用具などの整備支援 補装具や日常生活用具給付等事業、ニュー福祉機器購入費の助成により、障がいのある人の自立した生活を支援します。
②多様な住まい方への支援	○福祉住宅の整備 公営住宅の改築や新築に合わせて、高齢者や障がいのある人の入居に配慮した住宅の整備を推進します。 民間住宅についても、障がいのある人に配慮した住宅の整備誘導を推進します。
	○居住系サービスの充実 自立可能な入所者が地域で暮らせるよう、広域で連携し、住まいの場となるグループホームの整備を推進します。 また、障がい者支援施設「白竹の里」において介護施設の整備を進め、高齢化が進んだ入所者への介護サービスの提供体制を整備します。

(3) 防災・防犯体制の確立

【現状・課題】

平成23年3月に起こった東日本大震災を受け、社会全体で防災や減災への意識が高まっています。災害が起こった場合、障がいのある人はとっさに状況を判断したり、避難することが難しいため、地域を中心として、障がいのある人の安否確認や避難等に対する体制の整備が重要となります。

アンケートによると、災害が発生した場合、身体障がいのある人の約5割、知的障がいのある人の約7割、精神障がいのある人の2割強の人が一人で避難することができないと回答しています。

防災に対する意識づけや情報提供体制の整備を進めるとともに、障がいのある人に対する支援が可能な住民の協力を得ながら、地域で支える体制づくりをすることが重要になります。

また、近年障がいのある人を狙った消費者トラブル等の被害が多くなっています。障がいのある人が犯罪等に巻き込まれることを未然に防ぐためにも、意識を啓発する情報提供や関係機関の連携体制の構築を進めていく必要があります。

【取り組みの内容】

施策の方向（3）防災・防犯体制の確立	
施策	具体的な取り組み
①災害時支援体制の充実	<p>○音声告知端末器の利用促進</p> <p>音声告知端末機により、円滑な情報提供を図ります。 また、全家庭に設置できるよう、未設置の家庭の把握に努めるとともに、設置を推進します。</p>
	<p>○防災意識の普及・啓発</p> <p>障がいのある人の防災意識の向上や、住民の避難行動要支援者への認識を促進するため、町の広報誌での日頃の備えや心構え等の防災意識の啓発や、障がいのある人やその家族への自主防災等の避難訓練参加を働きかけます。</p>
	<p>○地図情報処理システムの活用</p> <p>障がいのある人がどこにいるのか、どのような支援を必要としているのかを把握し、適切に避難誘導を行えるよう、障がいのある人の情報を管理する地図情報処理システムの活用について検討します。</p>
	<p>○福祉避難所の活用</p> <p>避難所での特別な配慮を要する避難行動要支援者が、安心して避難所で生活を送れるよう、福祉避難所が指定されています。避難行動要支援者に配慮した体制を整備します。</p>
	<p>○防災ヘリによる避難体制の確立</p> <p>災害により孤立した人たちの救助や避難行動要支援者、緊急患者の輸送手段を確保するため、県や消防署と連携を図り、防災ヘリコプターなどの活用による移送体制の確保を図ります。</p>
	<p>○メール等による緊急時の情報発信</p> <p>聴覚障がい者に対する情報提供に関し、音声告知端末のみならず、事前に避難行動要支援者として登録された方に対する早期の情報発信を図ります。</p>

施策の方向（3）防災・防犯体制の確立

施策	具体的な取り組み
<p>②住民主体の避難体制の確立</p>	<p>○住民組織との連携強化</p> <p>情報の取得やコミュニケーションに困難がある障がいのある人、移動に困難がある障がいのある人などの避難行動を支援できるよう、自治会、地域自主防災会などの住民組織との連携を強化し、支援体制を充実します。</p> <p>事前に避難の誘導、救出などを行う人を地区で複数指名しておくなど、地域ぐるみで避難行動要支援者の安全を確保する体制を整備します。</p>
	<p>○避難行動要支援者の把握</p> <p>地域における避難行動要支援者の情報を把握できるよう、避難行動要支援者台帳を平成 28 年度に作成しています。</p> <p>また、事前に住民がどのような支援をすればよいかなどを把握できるよう、防災訓練への障がいのある人の参加を促進します。</p>
<p>③防犯対策の推進</p>	<p>○犯罪の防止</p> <p>判断能力に不安のある障がいのある人を狙った犯罪等を防止するため、防犯や消費者保護に関する情報提供や啓発活動を行います。</p> <p>また、近隣での見守りや声かけ等を促進していきます。</p>
	<p>○安全確保のネットワークづくり</p> <p>行方不明者等の早期発見、安全確保につながる地域の関係者間のネットワーク体制づくりを推進します。</p>

(4) 相談支援の推進

【現状・課題】

障がいのある人が安心して地域生活を送るためには、身近な地域で、生活の困りごとやサービス利用等、様々な相談に応じられる体制づくりが必要です。

アンケートによると、障がいのある人が住みよいまちをつくるために必要なこととして、いずれの障がいにおいても「何でも相談できる窓口をつくる」が最も高くなっています。

また、平成 23 年 6 月に「障害者虐待防止法」、平成 25 年 6 月に「障害者差別解消法」が成立し、障がいのある人の権利を擁護する体制が整備されつつあります。こうした実態を踏まえ、各種制度の周知・啓発を図り、適切な相談支援サービスにつなげていくことが必要です。

【取り組みの内容】

施策の方向（４）相談支援の推進	
施策	具体的な取り組み
①相談支援体制の充実	<p>○サービス等利用計画の作成</p> <p>支給決定を受けた障がいのある人が、障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、支援します。</p>
	<p>○障がい者相談員の資質向上</p> <p>障がい種別を問わず、障がいのある人の困りごとやサービス利用に関する相談に応じられるよう、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員への研修の機会を充実し、資質向上を図ります。</p>
	<p>○基幹相談支援センターの設置</p> <p>地域における障がいのある人の中核的な相談支援センターである基幹相談支援センターについて広域と連携した設置を検討します。</p>
	<p>○自立支援協議会の機能強化</p> <p>加茂郡7町村で開催される自立支援協議会において、広域的な連携・情報共有の体制を整備し、困難な事例についても迅速に対応できるよう、機能の強化を図ります。</p>
	<p>○相談支援事業の充実</p> <p>障がいのある人の相談窓口として、中濃圏域と協働して相談支援事業を実施します。</p> <p>また、施設や病院などに入所・入院している障がいのある人を対象に、居宅の確保やその他地域での生活に移行するための相談を行います。</p>

施策の方向（４）相談支援の推進

施策	具体的な取り組み
<p>②権利擁護の推進</p>	<p>○「障害者虐待防止法」の周知</p> <p>町の広報誌やホームページなど、様々な媒体を利用し、「障害者虐待防止法」の趣旨について周知・啓発を図ります。</p> <p>また、同法により義務化されている障がい者虐待発見時の通報についても周知を図り、障がい者虐待の早期発見・早期対応体制を整備します。</p>
	<p>○成年後見制度の周知と利用促進</p> <p>知的障がいのある人、精神障がいのある人、認知症高齢者など、判断能力の不十分な人の権利を守るための成年後見制度について周知・啓発を図り、障がいのある人の権利擁護を推進します。</p>
	<p>○日常生活支援事業の周知と利用促進</p> <p>知的障がいのある人、精神障がいのある人、認知症高齢者など、判断能力の不十分な人を対象とし、福祉サービスの利用援助などを行う日常生活自立支援事業について、「社会福祉協議会だより」を通じて周知・啓発を図ります。</p>
	<p>○障害者差別解消法の周知</p> <p>障がいのある人への差別を解消するために、イベントや広報誌等を通じて「障害者差別解消法」についての周知・啓発します。</p>
	<p>○合理的配慮の浸透（再掲）</p> <p>「障害者差別解消法」等の考えに基づき、障がいのある人から配慮を求める意思表示があった場合は、過度な負担とならない範囲で対応します。</p> <p>また、住民や地域、企業に対して「合理的配慮」の考えについて啓発します。</p>

3 心触れ合う元気で健康なまちづくりのために

(1) 障がいの予防と早期発見

【現状・課題】

障がいの有無にかかわらず、できるだけ心身ともに健康に過ごすには、障がいの発生予防や発生した際の早期発見・早期治療が重要であり、重症化の防止につながります。

障がいの発生予防や早期発見のためには、定期的に各種健康診査・検診を受けるなど自身の健康に関心をもつことが大切です。

また、障がいのある子どもの早期発見、療育につながるよう、母子保健対策を充実していく必要があります。

【取り組みの内容】

施策の方向 (1) 障がいの予防と早期発見	
施策	具体的な取り組み
①障がいの発生予防と早期発見・早期治療の促進	○母子保健対策の充実 妊産婦に対する健康診査、乳幼児健康診査など母子保健事業を充実し、障がいの早期発見を促進します。 また、障がいが発見された場合、早期療育につなげられるよう、保育園や医療機関などの関係機関との連携を強化します。
	○成年保健事業の充実 生活習慣病などによる障がいの発生を早期に発見できるよう、各種健康診査・検診の受診促進を図ります。

(2) 医療・リハビリテーションの充実

【現状・課題】

障がいのある人が安心して生活していくには、身近な地域における十分な医療・リハビリテーションを受けられることが大切です。

アンケートによると、身体障がいのある人の約7割、知的障がいのある人の約4割、精神障がいのある人の約8割が月に1日以上、医療機関に通院しています。

医療機関との連携を図り、障がいの状況に応じた適切な医療サービスを提供することが求められています。

【取り組みの内容】

施策の方向 (2) 医療・リハビリテーションの充実	
施策	具体的な取り組み
①医療・リハビリテーションの充実	○医療・リハビリテーションの充実 医療機関との連携強化により、障がいのある人が地域で安心して医療を受けられる体制を整備するとともに、リハビリテーションの充実により、障がいの予防や軽減を図ります。
	○機能訓練の充実 重度身体障がいのある人の在宅生活を支援するため、高齢者のデイサービスセンターを活用した日常動作の機能訓練を充実します。
②経済的負担の軽減	○福祉医療費助成制度 適切な医療を継続的に受けられるよう、乳幼児、重度心身障がいのある人、高齢者を対象とした各種福祉医療費助成を充実し、経済的負担の軽減を図ります。

(3) 精神保健・難病対策の推進

【現状・課題】

日常の食生活の変化や生活リズムの多様化、職場や学校でのストレスが生活習慣病やうつ病の発生などへとつながっています。

アンケートによると、精神障がいのある人が「現在の生活で困っていることや不安に思っていること」について、「自分の健康や体力に自信がない」が最も高く、次いで「趣味や生きがいが見つけれない」となっています。

また、「障害者総合支援法」の改正により、難病患者も障がい福祉サービスの利用が可能となりました。こうした実情を踏まえ、難病患者へ情報発信し、適切なサービスの利用へとつなげていくことが大切です。

【取り組みの内容】

施策の方向（３）精神保健・難病対策の推進	
施策	具体的な取り組み
①精神保健対策の充実	<p>○精神保健相談支援体制の充実</p> <p>保健所と連携して、精神障がいのある人やその家族を対象とした「こころの健康相談」を実施します。</p> <p>また、地域におけるネットワークの構築など、精神障がいのある人に対する相談支援体制を整備し、精神障がいのある人の地域生活を支援します。</p>
	<p>○精神障がいのある人の社会参加・職業訓練の促進</p> <p>障がい者支援施設「白竹の里」において、精神障がいのある人を対象とした日中活動の場を提供することで、精神障がいのある人の閉じこもりを防止し、社会参加及び職業訓練を促進します。</p>
	<p>○精神的な悩みごとへの支援</p> <p>「こころの健康相談」や「若者サポートサロン」、精神障がいのある人のデイケア「みのり会」を開催するなど、精神障がいのある人が社会復帰や自宅での生活ができるよう、各種サービスを提供します。</p>
②難病対策の推進	<p>○難病患者等居宅生活支援事業の実施の検討</p> <p>日常生活の支援、介護負担や経済的負担などの軽減のため、特定疾患患者の相談窓口である保健所との連携を図り、難病患者等居宅生活支援事業の実施を検討します。</p>

(4) 経済的安定への支援

【現状・課題】

社会生活を営む上で経済的な基盤の整備は重要であり、障がいのある人が自立して暮らしていくには、障がいの程度や家族の状況に応じた経済的支援が必要となっています。

障がいのある人の生活を保障するために、国や県の各種制度に基づいた手当や年金の支給、税の減免に加え、本町の実態を踏まえた援助の実施を図ることが大切です。また、こうした各種制度を周知し、適切な利用につなげる必要があります。

【取り組みの内容】

施策の方向 (4) 経済的安定への支援	
施策	具体的な取り組み
①社会保障の充実	○所得保障の充実 障がいのある人が経済的に自立し、安心して暮らせるよう、年金や各種手当の充実、支給要因の緩和など、所得保障の充実を図るよう国・県に働きかけます。
②福祉制度の充実	○税制上の軽減 税の減免措置、各種貸付制度及び公共料金など割引制度の拡大と、身体・知的・精神の障がいの違いによる制度の不均衡を改善するよう国・県に働きかけます。
	○公共料金などの軽減 重度心身障がいのある人を対象とした医療費助成、バス運賃の助成、人工透析患者の交通費助成など、手帳所持者を対象とした各種公共料金などの軽減について周知・啓発を図り、利用を促進します。

（５）地域生活支援の充実

【現状・課題】

障がいのある人が日常生活や社会生活を円滑に営むことができるように、一人ひとりのニーズに合わせた多様なサービスが求められています。本町では、障がいの状況等に
応じた様々なサービスを提供しています。

アンケートによると、身体障がいのある人の約３割、知的障がいのある人の約７割、
精神障がいのある人の２割強が障がい福祉サービスを利用しています。また、現在の障
がい福祉サービス以外のサービスへの要望については、相談支援や移動支援が高くなって
います。

障がいのある人やその家族のニーズを把握し、サービスを充実させていくことが求め
られます。

【取り組みの内容】

施策の方向（５）地域生活支援の充実	
施策	具体的な取り組み
①在宅福祉の充実	○訪問系サービス 介護給付による居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援などの訪問系サービスを行い、障がいのある人の自宅での生活を支援します。
	○短期入居系サービス 障がい福祉サービスの短期入所、地域生活支援事業の日中一時支援などのサービスを行い、障がいのある人の一時的な活動の場を提供します。
	○日中活動系サービス 自立訓練、生活介護、療養介護などを行い、障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を支援します。 また、地域生活支援事業による地域活動支援センターにおいて、創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流を促進します。

施策の方向（５）地域生活支援の充実

施 策	具体的な取り組み
<p>②コミュニケーション・外出支援の充実</p>	<p>○移動支援サービス</p> <p>介護給付による行動援護、同行援護及び地域生活支援事業による移動支援を実施し、障がいのある人の外出を支援します。</p>
	<p>○コミュニケーション支援</p> <p>外出やイベントなどへの参加にともなう移動を支援するため、自動車改造費、運転免許取得費、介助用自動車購入費などの助成、車椅子利用者などの外出支援サービスを実施します。</p> <p>社会福祉協議会を中心に点字、手話、要約筆記などのボランティアの協力を得たコミュニケーション支援、障がいのある児童のコミュニケーションを支援する「おもちゃ図書館」などの充実に努めます。</p>
	<p>○社会参加促進事業</p> <p>点字・声の広報等発行事業や自動車運転免許取得・改造助成事業などの実施により、障がいのある人の社会参加を促進します。</p>
<p>③その他の生活サービス</p>	<p>○補装具費支給、日常生活用具給付</p> <p>障がいのある人に対し、身体機能を補完・代替する補装具の購入または修理に要した費用の一部を助成することで、障がいのある人の日常生活を支援します。</p> <p>また、障がいのある人に対し、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具の購入に要した費用の一部について日常生活用具費を支給し、障がいのある人の日常生活の便宜を図ります。</p>

4 心豊かな人を育むまちづくりのために

(1) 保育・教育の推進

【現状・課題】

障がいのある子どもが地域の中で成長していくためには、早期から障がいのある子どもとない子どもと一緒に保育や教育を受け、集団生活に慣れ親しむことが大切です。国では、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に学ぶことを理念とするインクルーシブ教育を推進しており、障がいのある子どもとない子どもがそれぞれの個性を認める共生社会の実現を図っています。

本町の近年の特別支援学級・特別支援学校の推移をみると、特別支援学校に通う児童生徒は減少していますが、特別支援学級に通う児童生徒が増加しています。

ヒアリングによると、教育について「小・中学校卒業後の支援が途切れてしまうこと」が課題としてあげられています。

学校や病院、通所施設など、各関係機関と連携を強化し、情報が共有できる体制を構築することで、切れ目のない支援を提供することが求められます。

【取り組みの内容】

施策の方向（１）保健・教育の推進	
施策	具体的な取り組み
①療育体制の充実	<p>○児童発達支援センターの創設</p> <p>障がいのある児童や発達に遅れのある児童に対し、基本的な生活習慣及び集団生活への適応性を養う、地域の中核的な療育施設である児童発達支援センターについて、近隣では美濃加茂市、可児市の規模で設置しています。中濃圏域には「ひまわりの丘」が設置されており、広域と連携しつつ、設置を検討します。</p>
	<p>○児童発達支援事業の推進</p> <p>障がいのある児童の身近な療育の場として、地域の障がいのある児童を対象に、基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う児童発達支援事業を実施します。</p>
	<p>○療育の相談体制の充実</p> <p>障がいのある児童のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、障がい児通所施設「こども発達支援教室」、保育園、保健センターなどの連携を強化し、障がいのある児童や保護者の療育相談・支援機能の充実に努めます。</p>
	<p>○発達障がいへの理解促進や支援の充実</p> <p>発達障がいへの理解促進や指導の向上のため、保育士・教員等の研修を実施します。</p> <p>関係機関と協働し、発達障がいを持つ子どもに対し、妊娠期から就労にいたるまで、途切れのない支援を推進します。</p>
	<p>○医療的ケア児への支援</p> <p>重度の障がい等により外出が困難な障がいのある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を提供していきます。また、医療的ケア児が適切な支援を受けることができるよう、保健・医療・福祉の連携を強化していきます。</p>

施策の方向（１）保健・教育の推進

施 策	具体的な取り組み
<p>②障がい児保育の充実</p>	<p>○保育園の障がいのある児童の受け入れの促進</p> <p>障がいのある児童とない児童が、幼いときから同じ環境の中で育つことで、互いの違いを認め合える人間性を養えるよう、保育園への障がいのある児童の受け入れを促進します。</p>
	<p>○保育所等訪問支援の実施</p> <p>保育園などを利用している障がいのある児童に対し、障がい児施設などで指導経験のある発達相談員等による訪問指導の実施を検討します。</p>
	<p>○早期発見・早期療育の推進</p> <p>行政、こども発達支援教室、保健センター、保育園が密接な連携を図り、役割を分担しながら障がいのある児童に対する療育などの充実に努めます。</p>
<p>③障がい児教育の充実</p>	<p>○教育相談体制の充実</p> <p>就学に関する問題や卒業後の進路について、一人ひとりの障がいの状態と能力に応じた適切な指導を行うため、学校及び県教育委員会・障がい者施設・医療機関などとの連絡・相談体制の充実を図ります。</p>
	<p>○特別支援教育の推進</p> <p>一人ひとりの習熟度に合った教育や支援を行う特別支援教育を推進し、障がいのある児童生徒の社会的な自立を支援します。</p>
	<p>○教職員の資質向上</p> <p>発達障がいなど様々な障がいについての教職員の知識を深め、児童生徒一人ひとりの状況に応じた教育・指導を行えるよう、充実した研修機会の提供を図ります。</p>
	<p>○放課後などの支援</p> <p>障がいのある児童生徒に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中の訓練の場を提供する「放課後等デイサービス」を実施します。</p>

(2) 雇用・就業の促進

【現状・課題】

障がいのある人の就労の場を確保することは、地域社会で自立して暮らしていくうえで重要です。

アンケートによると、仕事で求められている支援や配慮について、4割半ばの人が「障がいに応じて短時間の就労などができること」と回答しています。

障がいのある人が自身の希望に沿って就労することは、経済的な自立だけでなく、生きがいをもって暮らしていくことにもつながります。

企業の障がいへの理解の浸透を図り、雇用の場を確保するとともに、障がいのある人々が希望に合わせた働き方ができるよう、障がいのある人の職業能力の育成や就労支援を行うサービスを拡充していく必要があります。

また、平成28年4月から「改正障害者雇用促進法」が施行されています。雇用分野における障がいのある人への差別の禁止、合理的配慮の提供、法定雇用率の引き上げを義務づけています。

【取り組みの内容】

施策の方向（２）雇用・就業の促進	
施策	具体的な取り組み
①雇用の促進	<p>○雇用を促進するための啓発・広報の推進</p> <p>障がいのある人の雇用を促進するため、企業などの法定雇用率の達成に理解を求める周知・啓発に努めます。</p> <p>また、障がいのある人の就労後も、職場への障がい・障がいのある人についての理解を促進し、障がいのある人が働きやすい環境を整備します。</p>
	<p>○相談体制の充実</p> <p>障がいのある人の就労に関する相談や情報提供への要望に応じるため、県や公共職業安定所、身体障がい者相談員や知的障がい者相談員との連携により相談支援体制の充実に努めます。</p>
②就業の促進	<p>○近隣自治体との連携による就労サービスの充実</p> <p>障がい者支援施設「白竹の里」と連携を図り、障がいのある人の福祉的就労の場を確保するとともに、職業訓練の場としての充実に図ります。</p> <p>障がいのある人が通勤や施設などへ通所する場合の経済的負担を軽減するため、町内路線バス運賃の助成に努めます。</p> <p>東白川村における就労継続支援B型事業所など、近隣市町村と連携し、就労支援サービスの提供体制を整備します。</p>
	<p>○就労定着のための支援</p> <p>障がいのある人の一般雇用を促進するために、事業主に対して障がいのある人の雇用の啓発と各種助成制度等の周知を図ります。</p> <p>障害者優先調達推進方針を策定し、障害者就労施設等で就労する障がいのある人の自立を支援し、障害者就労施設等が供給する物品等への需要の拡大を図ります。</p>

(3) 社会参加の促進

【現状・課題】

障がいのある人がスポーツや文化活動等に参加することは健康づくりや生きがいづくりにつながります。また、障がいの有無にかかわらず誰もが様々な活動に参加できる場があることで、障がいのある人に対する理解の浸透が図られます。

障がいのある人が身近な地域においてスポーツや文化活動に参加できるよう、障がいの種類や程度などに応じた必要な配慮が求められています。

【取り組みの内容】

施策の方向 (3) 社会参加の促進	
施策	具体的な取り組み
①生涯学習の充実	○生涯学習施設などの充実 誰もが気軽に利用できる生涯学習施設のバリアフリー化と設備の充実を図るとともに、施設の利用手続きの簡素化を図るなど、利用しやすい施設の運営を推進します。
	○学習機会の拡充 障がいのある人が、障がいのない人たちと同じように学習機会が得られるよう、公民館の各種学級・講座などの内容充実及び指導者の養成・確保を図ります。
②スポーツ・レクリエーションの充実	○スポーツ施設などの充実 スポーツが手軽に楽しめるよう、公共スポーツ施設のバリアフリー化と設備の充実に努めるとともに、施設の利用手続きの簡素化を図るなど利用しやすい施設の運営を進めます。
	○「福祉ふれあい運動会」の開催 障がい者団体連絡協議会、社会福祉協議会などの主催により「福祉ふれあい運動会」を開催し、障がいのある人のスポーツの機会を充実するとともに、障がいのある人とない人のスポーツを通じた交流を促進します。

施策の方向（３）社会参加の促進

施策	具体的な取り組み
②スポーツ・レクリエーションの充実	<p>○ポール・ウォーキングの普及</p> <p>ポール・ウォーキングを普及して、障がいのある人や高齢者などの体力づくりを促進します。</p>
	<p>○指導体制の充実</p> <p>手軽に安心してスポーツやレクリエーション活動が楽しめるよう、スポーツ推進委員や体育推進員による指導・助言体制を充実します。</p>
③文化活動の推進	<p>○文化活動等への参加促進</p> <p>町内で行われている文化活動や交流活動等に障がいのある人も積極的に参加できるよう、町の広報誌やホームページなどを利用し、活動に関する情報を提供します。</p> <p>また、活動場所となる公共施設を気軽に利用できるよう、利用手続きにはNPOや福祉団体の事務局が関わるなど、利用しやすい環境の整備に努めます。</p>
④参加機会の拡充	<p>○情報提供の充実</p> <p>一人でも多くの人たちに参加を呼びかけるため、町の広報誌や無線放送などを通じてスポーツや文化活動に関する情報提供を推進します。</p>

第5章 計画の推進体制

1 関係機関・団体との連携

障がい者福祉施策は、保健・福祉分野以外の関係機関・団体など広範囲にわたっています。関係機関と連携を図り、総合的かつ効果的に計画を推進します。

「白川町障がい者自立支援推進会議」などの場を利用し、関係機関・団体などとの情報共有を図りつつ、地域における総合的な支援体制のネットワークを構築します。

2 広域的連携

町内だけでは提供が難しいサービスについては、県や近隣市町村と連携を図り、広域的に供給量を確保していきます。

加茂郡7町村で実施している自立支援協議会の場を活用して情報共有を行い、適切なサービスの提供体制を確保します。

また、今後の制度改正に対応していくため、国や県と情報を共有し、施策を展開します。

3 庁内関連機関相互の連携

本計画は、障がい・障がいのある人についての啓発やサービス提供の総合的な推進のため、保健、医療、福祉のみならず、教育、住宅、防災など、多岐にわたる分野にも関わる計画として位置づけられます。そのため、計画の推進においては、庁内関連機関とも相互に連携し、積極的に事業を進めます。

本計画や、計画に関する情報等について、ホームページや広報等で住民への情報提供を行い、障がいのある人やその家族が利用しやすい環境づくりを推進します。

第 6 章 資料編

1 策定の経過

年月日	事項
平成 28 年 8 月 8 日～ 平成 28 年 8 月 22 日	ヒアリング調査の実施 関係団体：3 団体（有効回収率：100.0%）
平成 28 年 8 月 8 日～ 平成 28 年 8 月 31 日	アンケート調査の実施 障害者手帳所持者：611 人（有効回収率：65.5%）
平成 28 年 10 月 1 日～ 平成 28 年 10 月 31 日	計画書骨子の確認・素案に向けた検討
平成 28 年 11 月 1 日～ 平成 28 年 12 月 27 日	計画書素案の検討・確定
平成 29 年 1 月 4 日～ 平成 29 年 1 月 18 日	パブリック・コメントの実施
平成 29 年 3 月 31 日	「白川町 障がい者計画」策定

2 用語解説

【か行】

用語	内容
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。市町村または当該業務の実施の委託を受けたものが設置できる。
共生社会	性別、年齢、国籍、障がいの有無などにかかわらず、社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らすことができる社会。
権利擁護	自己の権利を表明することの困難な障がいのある人や寝たきりの高齢者、認知症の高齢者のニーズ表明を支援し、代弁すること。
合理的配慮	障がいのある人が他の者と平等な人権や自由を享受するために必要かつ適当な、「均衡を失した負担または過度の配慮」を課さない程度における配慮のことであり、合理的配慮の不提供は差別にあたる。

【さ行】

用語	内容
児童発達支援センター	障がいのある子どもを日々保護者のもとから通わせて、支援を提供することを目的とする施設。訓練を行う福祉型児童発達支援センターと、訓練及び治療を行う医療型児童発達支援センターがある。
手話通訳者	身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務などについて理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現及び基本技術を修得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う者。
障害者虐待防止法 (障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)	障がい者虐待の防止や虐待を受けた障がいのある人の保護などを図るための法律。平成 23 年 6 月に成立、平成 24 年 10 月に施行。法律では、障がいのある人の虐待の防止にかかる国や自治体の責務が定められており、市町村には障がい者虐待の通報窓口や相談などを行う市町村障害者虐待防止センターの機能が求められている。
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)	障がいのある人に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規程し、行政機関及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的取組を求めるとともに、国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促している。平成 25 年 6 月に成立、平成 28 年 4 月に施行。

用語	内容
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)	「障害者自立支援法」に代わり、平成 24 年6月に成立。障がいのある人が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい生活を送ることができるよう、総合的に支援し、障がいの有無にかかわらず、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的としている。難病患者が障がいのある人の範囲に加えられ、対象が 332 疾病に拡大し、障がい福祉サービスの対象となっている。
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣の影響を受けて発症する病気の総称。
精神障害者保健福祉手帳	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、精神障がいのある人に交付される手帳。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な人々を保護する制度。財産の管理や、介護サービスの利用時の契約の代行等を行う。

【た行】

用語	内容
特別支援学校	障がいの程度が比較的重い児童生徒を対象として、専門性の高い教育を行う学校。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚部・小学部・中学部・高等部で行う。

【な行】

用語	内容
日常生活自立支援事業	認知症、知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者の契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。
難病	(1) 原因不明、治療方針の未確定であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、(2) 経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の多い疾病と定義される。

【は行】

用語	内容
発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして定義される。
バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。
避難行動要支援者	要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方）のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。
福祉教育	行政機関などが住民を対象として、福祉についての知識や理解、住民参加を促すための講習、広報による啓発活動などの手段により行う教育。近年の家族機能の低下や地域の連帯の希薄化など、社会状況の変化にともない、小・中学校などにおける福祉教育の役割も大きくなっている。
福祉協力校	社会福祉協議会の指定する、ボランティア活動など福祉への理解や関心を高める活動を行う学校。児童生徒を通じた家庭や地域住民への福祉教育の推進も目的としている。
福祉的就労	一般企業などでの就労が困難な障がいのある人が、就労継続支援事業所などで職業訓練を受けながら作業を行うこと。
福祉避難所	高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児など、一般的な避難所での共同生活が難しい人たちのために、何らかの特別な配慮がされた避難所。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障がいのある子どもについて、授業の終了後または休業日に児童発達支援センターなどの施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与すること。
法定雇用率	常用労働者数 50 人以上規模の企業などに対して、その雇用している労働者に占める身体障がいのある人、知的障がいのある人及び精神障がいのある人の割合が一定以上であるよう法律で定めた値。平成 25 年 4 月から民間企業では 2.0%、国や地方公共団体等では 2.3%、都道府県等の教育委員会では 2.2%を超えるよう定められている。

【や行】

用語	内容
UDトーク	主に聴覚障がいのある人とのコミュニケーションツールであり、障がいの状態やニーズに応じて、「音声」「キーボード」「手書き」などによって会話をすることができる。パソコンや携帯電話を使って行う。
ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々を対象として想定し、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」デザインすること。
要約筆記	聴覚障がいのある人に話の内容をその場で文字にして伝えること。

【ら行】

用語	内容
リハビリテーション	障がいのある人などに対し、機能訓練と社会生活への復帰をめざして行われる治療と訓練。障がいのある人の身体的、精神的、社会的な適応能力の回復のための技術的な訓練プログラムにとどまらず、全人間的な復権に寄与し、障がいのある人の自立と社会参加をめざすものとして、障がい者福祉の基本的理念となっている。
療育手帳	知的障がいのある人に交付される手帳。

白川町 障がい者計画

平成 29 年 3 月発行

発 行 : 白川町

編 集 : 保健福祉課

住 所 : 〒 509-1192

岐阜県加茂郡白川町河岐 715

T E L : 0574-72-1311

F A X : 0574-72-1317

